

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年 4 月 5 日

水 曜 日

第 4187 号

## 目 次

### 告 示

- |                        |   |
|------------------------|---|
| ○定款変更及び新規土地改良事業施行の認可   | 1 |
| ○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧 |   |
| ○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧   | 4 |

### 公 告

- |                     |   |
|---------------------|---|
| ○土地改良区の役員の就任        | 6 |
| ○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 |   |

## 告 示

### 富山県告示第182号

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

富山市月岡土地改良区から申請のあった定款変更及び上千俵町地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項及び同法第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成29年 3 月 28 日認可した。

平成29年 4 月 5 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県告示第183号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営南般若地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 4 月 5 日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 縦覧に供すべき書類

県営南般若地区土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成29年 4 月 7 日から

平成29年 5 月10日まで

## 3 縦覧の場所

砺波市役所

## 教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

## 富山県告示第184号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営大西地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 4 月 5 日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 縦覧に供すべき書類

県営大西地区土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成29年4月7日から

平成29年5月10日まで

### 3 縦覧の場所

南砺市役所

#### 教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

## 富山県告示第185号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営となみ・なんと山麓地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月5日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 縦覧に供すべき書類

県営となみ・なんと山麓地区土地改良事業変更計画書の写し

### 2 縦覧の期間

平成29年4月7日から

平成29年5月10日まで

### 3 縦覧の場所

砺波市役所

南砺市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、  
1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

### 富山県告示第186号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営宮津地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 4 月 5 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類  
県営宮津地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成29年 4 月 7 日から  
平成29年 5 月10日まで
- 3 縦覧の場所  
魚津市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、

富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）第14条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1 の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があったこと）を知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

## 富山県告示第187号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営野地地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 4 月 5 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 縦覧に供すべき書類

県営野地地区土地改良事業計画書の写し

### 2 縦覧の期間

平成29年 4 月 7 日から

平成29年 5 月10日まで

### 3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第 87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）第14条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

### 土地改良区の役員の就任

西条畑地かんがい土地改良区の役員であつた次の者が平成29年3月6日就任した旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年4月5日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事 東	一 夫	氷見市 島尾 1337番地

### 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年4月5日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類

富山高岡広域都市計画用途地域